

第4回 占冠村の宿泊税に関する協議会会議録概要

開催日時 令和7年1月27日（月） 13時30分～14時15分

開催場所 占冠村総合センター2階 視聴覚室

次第1 開会

次第2 議事

占冠村宿泊税の制度について

資料を使用し事務局から説明

■占冠村宿泊税の制度について

◆意見

パブリックコメントの意見等々の公開は行政区回覧だけか。ホームページでも行うか。

◇事務局

ホームページにも掲載する。

ホームページにはこれまでの協議会の概要を随時掲載しているので、ぜひご覧いただきたい。

■資料7-4（今後の動き）

■他意見等

◇事務局

1点情報提供。北海道条例が議会で可決がされ、総務省協議に移っているところ。報道にあるとおり、自治体の課税について、北海道条例の中で、定率制の自治体に対しては賦課をしないという制度設定について総務大臣協議において同意が得られない場合は、北海道が定めている段階税率で収めることとする合意が、道と倶知安町の間でなされている。なお、占冠村の条例案は、総務大臣の同意如何によって影響を受けることは無い。

◆意見

具体的なスケジュールについて。

おそらく6月の総務大臣の同意が得られて決定ということだと思うが、その情報が、事業者にはどのタイミングでお知らせをいただけるのか。決まった時点でいただけるのであれば、早い方がスムーズに準備が進められると考えているのでお知らせいただきたい。今後、その連絡をいただく手段とか、進捗の情報をキャッチアップして、私たちの方から問い合わせをした方がいいのか、それともご連絡をいただけるのかどのように考えているか。

◇事務局

事業者の方へは総務大臣同意が得られたら速やかにお知らせをしたいと考えている。

◆意見

赤井川村が宿泊者向けに村としての宿泊税を徴収しますというなお知らせを作っているようとのこと。そういうものを占冠村は作る予定はあるか。

◇事務局

作る予定をしている。北海道が調整をしており、北海道作成のものに市町村情報を入れ込むことを考えている。

◆意見

赤井川村は日本語、英語、韓国語、中国語の4か国語ぐらい。

◇事務局

多か国言語について北海道に意見を伝えていきたい。

合わせて納入申告書等も事業者負担の軽減になるよう同じように意見を申し上げていく。

◆意見

占冠村は6月に総務大臣の同意で、北海道はいつごろになるか。北海道の情報が早くきたら、そこでスタートは切れるか。

◇事務局

北海道はすでに進めていることから、順調にいけば3月から4月の初めと考えている。北海道税の準備はスタートできる。いずれにしてもその情報は合わせて共有させていただく。

しかし、北海道は特殊な事情と言うか、倶知安町の定率税額のことで総務省協議が順調に3か月で終わるのかどうかは不明。

終了